

日立労働基準監督署  
第11次労働災害防止5ヵ年計画  
(平成20年度～平成24年度)

～リスクアセスメントを導入し  
安全で健康的な職場環境を確立しよう！～

# 第11次労働災害防止5カ年計画

(平成20年度～平成24年度)

「リスクアセスメントを導入し安全で健康的な職場環境を確立しよう！」

日立労働基準監督署

～はじめに～

日立労働基準監督署管内における労働災害発生状況は、昭和58年の615件をピークに長期的には減少傾向にあり、平成19年は208件とピーク時の3分の1に減少しております。

また、平成15年から平成19年まで推進してきた第10次労働災害防止5カ年計画の結果では、災害の減少率は17%で、計画目標である減少率20%は達成できなかったものの、関係各位のご尽力により、一定の成果は達成できたと考えております。

しかしながら、第10次労働災害防止の5カ年間の労働災害の発生状況は、初年である平成15年の175件を底として毎年増加し続けており、平成19年は208件台に至っている状況は憂慮すべき状況と言えます。

災害の型や起因物で見ますと、作業者の不安全行動に起因したと思われる作業床・通路等での転倒災害や重量物の取扱いによる腰痛と交通労働災害であるバイク・自動車運転中の事故等の増加が顕著となっております。

また、墜落・転落災害の発生件数の全業種に占める割合は毎年20%弱と、依然として高い比率を占めている状況にあります。

このような状況から、事業場の法令遵守はもとより、リスクアセスメントを広く定着させ、労働者ひとり一人の安全衛生に対する意識改革を図ることにより、更なる労働災害の減少を図っていくことが求められています。

つきましては、日立労働基準監督署の第11次労働災害防止5カ年計画を策定しましたので、ご理解の上、労働災害防止活動に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

## 1 期間

平成20年度から平成24年度の5カ年間

## 2 目標及び重点対策

(1) 死亡者数を25%以上減少させること。

- (2) 第10次労働災害防止5ヵ年計画期間中の災害発生総件数の15%を減少させること
- (3) リスクアセスメントの導入を促進すること
- (4) 安全衛生委員会の活動を活性化させること
- (5) 労働者的心身両面に対する健康保持増進を促進すること
- (6) たばこの分煙対策を促進すること

### 3 全業種共通重点実施事項

- (1) リスクアセスメントの導入
- (2) 安全管理者、衛生管理者及び産業医を適切に選任
- (3) 安全衛生委員会を適切に設置及び開催し、議事録等の検討内容及び決定事項等を関係労働者に公表
- (4) 安全衛生年間計画の作成及び適切な実施
- (5) 雇入れ時等の安全衛生教育の内容充実及び適切な実施
- (6) 無資格就労禁止を徹底し、関係労働者に対し必要資格の取得促進
- (7) 作業主任者を適切に選任及び職務遂行の徹底
- (8) 機械設備等の適切な点検又は検査の実施及び必要により改善を図る体制の整備
- (9) 適切な作業方法の整備と、それらを遵守（作業標準の整備）
- (10) 定期的な健康診断の実施と、その結果に基づき適切な事後措置の徹底
- (11) 衛生管理者及び産業医による職場巡回等産業保健活動の活性化
- (12) 地域産業保健推進センターの利用促進
- (13) トータルヘルスプロモーションプラン（THP）の推進
- (14) 隔離された喫煙所の設置（分煙化の促進）
- (15) 交通労働災害防止活動の積極的な実施
- (16) 危険予知活動、安全朝礼及びツールボックスミーティングの実施

### 4 各業種での重点実施事項

～ 製 造 業 ～

#### (1) 食料品製造業

- ①機械設備等の設計段階又は購入段階での危険箇所の洗い出し及び改善対策等の事前検討会の実施
- ②ボイラー及び第一種圧力容器等の定期的な自主検査及び点検整備の励行、並びに適切な有資格者による運転の徹底
- ③食料品加工用機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を防止するため

の作業標準の作成とそれに基づいた安全衛生教育の徹底

- ④包丁等による切創災害を防止するための安全教育の継続的な実施徹底
- ⑤熱湯及び油等による火傷防止するため作業標準を作成し、それに基づく安全教育の実施徹底
- ⑥濡れた床及び通路等での転倒災害を防止するため、床等の衛生管理及び床、靴等の安全化の実施徹底
- ⑦派遣労働者の災害防止の徹底

## (2) 化学工業

- ①機械設備等の設計段階又は購入段階での危険箇所の洗い出し及び改善対策等の事前検討会の実施
- ②使用する化学物質の危険有害情報を広く提供しこれに基づく安全衛生教育の実施徹底
- ③乾燥設備の定期的な自主検査及び点検整備の励行並びに適切な有資格者による作業の徹底
- ④化学設備の定期的な自主検査及び点検整備の励行並びに作業規程の遵守
- ⑤爆発及び火災防止の徹底
- ⑥派遣労働者の災害防止の徹底

## (3) 金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業の重点対策

- ①機械設備等の設計段階又は購入段階での危険箇所の洗い出し及び改善対策等の事前検討会の実施
- ②動力プレス及び工作機械等の安全化の促進及び安全装置の適切な使用の徹底
- ③クレーン等の定期的な自主検査及び点検整備の励行並びに適切な玉掛け作業の徹底
- ④フォークリフトを用いた作業について、作業計画に基づいた安全作業の徹底、並びに適切な有資格者による運転の徹底
- ⑤感電災害防止の徹底
- ⑥アーク溶接及び研磨作業等の粉じん作業における、粉じん障害防止対策の徹底
- ⑦騒音作業場における機械設備、作業方法等の改善及び必要な保護具使用の徹底

- ⑧洗浄及び塗装作業等における有機溶剤中毒予防措置の徹底
- ⑨派遣労働者の災害防止の徹底

### ～建設業～

#### (1) 建設工事業

- ①事前の地質調査及び安全な作業計画の策定及びそれに基づく作業の徹底
- ②手すり先行工法の普及促進
- ③掘削作業における土止め支保工組立図の作成及び組立図に基づく適切な設置
- ④足場等の作業床及び安全ネットの設置のほか、保護具の着用及び安全帯の使用徹底
- ⑤工事に使用する足場及び型枠支保工等に係る機械等設置届及び高さ10m以上の地山の掘削等に係る建設工事計画届の所轄労働基準監督署長への提出の徹底
- ⑥車両系建設機械の転倒防止及び接触防止の徹底
- ⑦クレーン、移動式クレーン及び車両系建設機械等の定期的な自主検査及び点検整備の励行並びに適切な有資格者による運転の徹底
- ⑧各種作業主任者の適切な選任及び職務の遂行
- ⑨関係請負人が参加する災害防止協議会の設置及び定期的な開催（協議会則の作成）
- ⑩緊急連絡体制の整備

#### (2) 木造家屋建築工事業

- ①足場先行工法の普及促進
- ②足場の設置等による安全な作業床の確保及び作業床、手すり等の設置が困難な場所における安全帯の使用及び安全ネットの設置
- ③木材加工用機械使用時の安全対策の徹底
- ④木造建築物の組立て等作業主任者の選任のほか、必要な作業主任者の選任
- ⑤保護帽の着用徹底
- ⑥緊急連絡体制の整備

### ～道路貨物運送業～

- ①フォークリフトを用いた作業について、作業計画に基づいた安全作業の徹底並びに適切な有資格者による運転の徹底

- ② トラック荷台等からの墜落防止措置の実施徹底
- ③ 過重労働防止の徹底
- ④ 改正「交通労働災害防止対策のためのガイドライン」の周知徹底

## ～ 小 売 業 ～

### (1) スーパー等の店舗

- ① 店内の床及び厨房内の濡れた床における、転倒防止のための継続的な危険予知活動の実施並びに床等の衛生管理及び床、靴等の安全化の実施徹底
- ② 熱湯及び油等による火傷防止のための作業標準を作成し、それに基づく安全教育の実施徹底
- ③ 荷物運搬時のカーゴ等による激突及び転倒災害防止のための危険予知活動及び安全衛生教育の継続的な実施
- ④ 精肉及び鮮魚売場での包丁等による切創災害防止のための継続的な危険予知活動の実施
- ⑤ 店舗社員専用駐車場等から徒歩で通勤する際、転倒災害が発生する恐れのある危険箇所を注意喚起すること

### (2) 新聞販売業

- ① 交通労働災害防止の徹底
- ② 雨及び雪による転倒災害防止の徹底
- ③ 配達先での階段からの転落災害及び犬による噛まれ災害防止のための注意喚起の実施徹底

## ～ 通 信 業 ～

- ① 交通労働災害防止の徹底
- ② 雨及び雪による転倒災害防止の徹底
- ③ 配達先での階段からの転落災害及び犬による噛まれ災害防止のための注意喚起の実施徹底
- ④ 荷物運搬時のカーゴ等による激突及び転倒災害防止のための危険予知活動及び安全衛生教育の継続的な実施